

令和5年第6回甲賀市議会定例会
請願文書表

受理 番号	受理 年月日	件名	請願者氏名	要旨	紹介議員	付託 委員会
第3号	R5.11.17	精神障害者に対する 福祉医療費助成制度 の改善を求める請願 書	大津市和邇今宿8-9-2-3 川並正幸 (NPO法人滋賀県精神障 害者家族会連合会理事長) 滋賀県甲賀市甲南町葛木8 77 山下完和 (就労継続支援B型作業所 ゆとりあ施設長) 野洲市西河原708-2 西村順三 (野洲市精神障害者家族会 副会長)	別紙の とおり	林田久充 戎脇 浩 田中将之 山岡光広	厚生文教 常任委員会
第4号	R5.11.21	国に対し所得税法第 56条廃止の意見書 提出を求める請願	栗東市川辺424-2 草津甲賀民主商工会婦人部 部長 大西里恵 甲賀市甲南町希望ヶ丘本町 5丁目2660-92 下谷信博	別紙の とおり	西山 実 岡田重美	総務 常任委員会

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の改善を求める請願書

令和 5 年 / 月 / 日

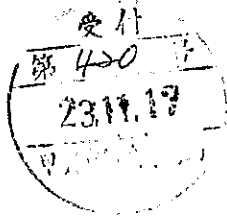
甲賀市議会議員

橋本 恒典 様

請願者 大津市和邇今宿 892-3 川並 正幸
(NPO 法人 滋賀県精神障害者家族会連合会 理事長)

滋賀県甲賀市甲南町高木 377 山下 完和
(就労継続支援 B 型作業所 せとびあ 施設長)

野洲市西河原 708-2 西村 順彦
(野洲市精神障害者家族会 副会長)



紹介議員

林 内 久 亮 ・ 戎 脇 浩
田 中 将 之 ・ 山 岡 光 広

〔請願趣旨〕

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約 420 万人で国民の重要 5 大疾病中 1 位です。国民の 30 人に 1 人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の困りごとは人それぞれで違って、回復にとっても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、定着率は桁違いに低い状況です。家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果では 1 ケ月の平均収入約 6 万で、無年金者は約 20% という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、医療費助成は精神科通院以外、一般と同じ 3 割で、当事者、その家族の重い負担となっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の 3 障害を同等として、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定していますが、医療費助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみです。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることも稀ではありません。

滋賀県では、これまでの家族の声を受け、精神障害福祉手帳の 1 級(2 級は 2 種)への検討をされています。しかし、助成は病気が重なっている人からという温情の問題ではありません。県は財政が厳しいから 1 級以外は我慢を願いたい、として暗に納得を求められているのでしょうか。現在、精神障害者保健福祉手帳の交付数は 1 級 889 人、2 級 7922 人、3 級 3467 人(R4.3)です。奈良県では早くから 2 級まで助成がされています。精神障害者も「からだ」あつての「こころ」です。毎日、誰もが安心して医療にかかわることができる滋賀県であり、それが当事者の自立や人生の励みになりますよう、下記のとおり医療費助成制度の改善を要望致します。

記

1. 精神障害者の精神科通院以外の受診においても、福祉医療費助成制度(マル福)を拡充すること
2. 医療費助成は 1 級のみならず、無条件に 2 級まで拡充することの意見書を滋賀県に提出して下さい。

以上

2023 年 11 月 21 日

国に対し所得税法第 56 条廃止の意見書提出を求める請願

甲賀市議会議長 橋本 恒典 様

請願者

住 所 栗東市川辺 424-2

団体名 草津甲賀民主商工会婦人部

代表者 部長 大西 里恵

住 所 甲賀市甲南町希望ヶ丘本町5丁目2660-92

氏 名 下谷 信博

紹介議員

西山

奥

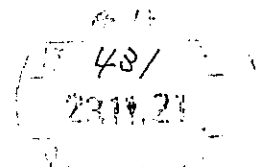
岡田

重美

【請願事項】

- 1、 所得税法第 56 条廃止を求める意見書を政府に提出して頂くこと
(地方自治法 99 条にもとづき、関係省庁に意見書を提出されたい)

【請願趣旨】 別紙



【請願趣旨】

貴議会におかれましては、住民福祉の向上、地域発展にご尽力頂き、心より敬意と感謝を申し上げます。

地域経済の担い手である中小業者の営業は家族全体の労働によって支えられています。その働き分の報酬が認められ、個人としての人格が尊重されることは、当然の権利であり、その実現を願って、この請願を提出いたします。

所得税法第56条には、「事業主の配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）とあり、家族従業者の働き分を必要経費として認めていません。配偶者は年間86万円が、それ以外の親族は年間50万円が控除されるにとどまり、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけています。戦前の「家父長制」の考え方を引き継ぐこのような税制は人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告方法の選択によって納税者を差別していることとなります。青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める制度ですが、こうした認定がなければ「個人事業者は、家族の働き分が認められない」という税制そのものに道理がありません。

世界の主要国では、家族従業者の給料を経費とするのは当然としています。日本の所得税法第56条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと勧告を受けています。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されています。全国では570自治体が、滋賀では旧安土町・愛荘町・米原市・野洲市・多賀町・豊郷町が「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展、ジェンダー平等社会の実現のためにも、甲賀市で「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を国に提出していただきますようお願い申し上げます。